

124 軍艦千島訴訟事件費増加の件通牒〔明治二十七年一月〕

明治廿七年一月廿四日

内閣総理大臣 花押 (伊藤)

外務大臣花押 (陸奥) 大蔵大臣花押 (渡辺) 海軍大臣花押 (西郷) 文部大臣花押 (井上) 通信大臣花押 (黒田)

内務大臣花押 (井上) 陸軍大臣花押 (天山) 司法大臣花押 (芳川) 農商務大臣 (榎本)

海軍大臣請議軍艦千島訴訟事件費増加ノ件

(注記4)

別紙海軍大臣請議軍艦千島訴訟事件ニ付弁護士一名英國へ派遣
ノ為メ謝金壹千磅支出ノ儀過日閣議決定ノ処右訴訟取扱ヲ依囑
セシ岡村弁護士ヨリ右金額ニテハ到底悉皆ノ費用相償兼ヌルノ
旨ニテ更ニ金貳千円増加ノ儀申出ニ付テハ該金予備金ヨリ補充
相成タシトノ件ハ事実不得止義ニ付請議ノ通閣議決定相成然ル
ヘシ

指令案

軍艦千島訴訟事件費増加ノ件請議ノ通

(明治廿七年一月二十六日)

大蔵省へ通牒 (山田)

官房第一二五号

軍艦千島上訴事件ニ付弁護士一名謝金壹千磅ヲ以差遣度旨請議

ノ末一月十一日ヲ以決議相成候依テ弁護士英国状師法学博士岡
村輝彦へ本訴訟取扱トシテ英国出張ノ儀依頼ニ及候処壹千磅ニ
テハ到底悉皆ノ費用相償候見込相立兼候趣ヲ以テ千磅ノ外ニ貳
千円増加セラレ度申出候ニ付相当ト見込候条予備金ヨリ補充セ
ラレ度茲ニ閣議ヲ請フ

明治二十七年一月二十二日

海軍大臣伯爵 西郷従道 印

内閣総理大臣伯爵 伊藤博文殿

(注記 5)

(注記 1)

「海甲二二

(注記 2)

〔下條
④〕

(注記 3)

「済」

(注記 4)

「十五」(簿冊内件名番号)

(注記 5)

「甲二二

〔公文別録 軍艦千鳥衝突
事件 全〕 2A, 1, ④141〕